

第6章 母子及び父子福祉関係

1 要援護世帯除雪費助成事業

母子世帯または父子世帯の屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所の必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成しています。

年度	助成世帯数 (世帯)	助成額 (千円)	助成内容
H29	34	522	(1) 市が指定する多雪区域 65,600 円 (2) (1)以外の区域 41,000 円
H30	26	296	
R1	24	161	
R2	60	1,293	
R3	46	1,021	

* 平成 29 年度に親族要件の廃止と合わせ、助成対象となる除雪の範囲の見直しを実施。

* 災害救助法適用分及び高齢者世帯、障害者世帯を除く。

2 児童扶養手当給付事業(昭和 37 年 1 月から)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を給付し、児童の福祉の増進を図ります。(所得制限限度額以上の場合は支給停止)

支給月:1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月

* 令和元年 8 月まで 4 月、8 月、12 月の支払いだったが、法改正により、令和元年 11 月以降、1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月の支払いへ変更。

年度	受給資格者数 (人)	給付額 (千円)	手当月額(円)		加算額(円)	
			全部支給	一部支給	2 人目	3 人目以降
H29	1,630	630,892	42,290	9,980~42,280	5,000~9,990	3,000~5,990
H30	1,541	618,049	42,500	10,030~42,490	5,020~10,040	3,010~6,020
R1	1,509	760,177	42,910	10,120~42,900	5,070~10,140	3,040~6,080
R2	1,464	579,721	43,160	10,180~43,150	5,100~10,180	3,060~6,100
R3	1,453	557,711	43,160	10,180~43,150	5,100~10,180	3,060~6,100

受給資格者数は、各年度 3 月 31 日現在

* 児童とは、18 歳到達年度の末日までの人又は 20 歳未満で一定の障害のある人。

* 令和元年度の給付額については支給月の変更に伴い 15 か月分の給付額を計上。その他の年度は 12 か月分の給付額。

3 ひとり親家庭等医療費助成事業 **県親**（平成3年4月から）

ひとり親家庭の父、母又は養育者及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金（入院 1,200 円／1 日、通院 530 円／1 回）を控除した額を助成します。

年度	受給世帯数(世帯)	受給者数(人)	助成件数(件)	助成額(千円)
H29	1,504	3,691	39,562	88,379
H30	1,357	3,351	40,513	87,984
R1	1,312	3,235	39,034	87,309
R2	1,266	3,132	35,139	79,347
R3	1,266	3,060	36,281	82,019

受給世帯数及び受給者数は、各年度3月31日

* 児童とは、18歳到達年度の末日までの人又は20歳未満で一定の障害のある人

4 自立支援教育訓練給付金給付事業（平成17年4月から）

児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件を満たしている人を対象として、ひとり親家庭の父又は母が就職に結びつく講座や教室を受講する場合、受講費用の一部を給付します。

年度	給付件数(件)	給付額(円)
H29	10	774,150
H30	3	117,113
R1	4	231,499
R2	3	186,741
R3	10	833,015

5 高等職業訓練促進給付金給付事業(平成21年4月から)

児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件を満たしている人を対象として、ひとり親家庭の父又は母が看護師、介護福祉士等の安定した収入が期待できる資格を取得するため、一定期間以上、養成機関で修業する場合、月額100,000円(市民税非課税世帯・修業最終年度は月額140,000円)、又は月額70,500円(同課税世帯・修業最終年度は月額110,500円)を給付します。

年度	給付件数(件)	給付額(円)
H29	6	5,101,000
H30	5	4,398,000
R1	5	3,233,500
R2	4	4,213,500
R3	4	4,268,000